

フィルハーモニック・ウインズ大阪
オオサカンサポートシステム会員【ドネーション会員・とよのフレンズ】
会員規約

この規約は、フィルハーモニック・ウインズ大阪（以下「当団」という）オオサカンサポートシステム（以下「当会」という）のために定めたものです。

第1条〈目的〉

オオサカンサポートシステム会員【ドネーション会員・とよのフレンズ】（以下「会員」という）は、当団を支援し、サポートする事を目的とします。会員はすべてこの規約に同意いただいたものとみなします。

第2条〈会員〉

本規約において会員とは、日本国内にて当会の指定する手続きに基づき、本規約を承諾の上、所定の方法にて入会を申し込み、かつ会費の受領を確認した後に「会員」とします。ただし当会の判断により、入会を認めない場合があります。

1.会員は、下記の条件をすべて満たすものとします。

- (1) 入会の際に会員が申告する登録情報のすべての項目に関して、虚偽の申告がないこと。
- (2) 日本国内に在住し、国内郵便で配達可能な所在地に居住していること。
- (3) 同一個人による同一会員登録をしていないこと（別の会員の登録は除く。例：ドネーション会員ブロンズととよのフレンズは登録可能）。
- (4) 18歳以上であること（高校生は除く）。
- (5) 年会費、更新費を指定の期日までに指定の方法で当団に入金すること。
- (6) 過去に強制的に当会を退会処分させられたことがないこと。
- (7) 当団にて入手した、または入手しようとするチケットもしくはチケットに類する一切のものを第三者に転売した、あるいは転売しようとしたことがないこと。
- (8) 暴力団、暴力団関係企業・団体その他の反社会的組織に所属する場合および暴力団員またはこれらと密接な関係を有する者と関係していないこと。
- (9) 当会が必要と判断した場合には、当会の求めに応じ身分証明書またはその写しを当会に提示すること。

2.当会は、入会を承認した後であっても、会員が前項各号のいずれかの条件に満たしていないことが判明した場合には、承認を撤回できるものとします。

3.会員は、会員番号、その他会員資格に基づく一切の権利を、自らのためにのみ利用することができます。これらを第三者のために利用すること、第三者へ譲渡することおよび相続することはできません。

4.会員は、当会の会員特典を受けることができます。会員特典の内容は変更される場合があ

ります。

5.会員期間は当会が入会承諾をした月から1年間とします。

例：2019年1月15日入会承諾の場合、2019年1月15日～2020年1月31日

6.会員の更新について、当会より継続更新に関するご案内をお送りいたします。有効期限満了までにお手続きください。それ以降の更新はできかねますのでご注意ください。

7.当会は、会員に対して会員証を発行します。

(1) ご入会手続き完了から、1ヶ月たっても会員証がお手元に届かない場合、速やかに当会にご連絡ください。

(2) 紛失等の理由により会員証を再発行する場合、会員は所定の再発行手数料を当会が別途指定する方法でお支払いください。

(3) 演奏会会場で当会または当団が委託する者が会員に対し会員証の提示を求めることがあります。

(4) 演奏会会場へは必ず会員証を携帯してください。また会員証の提示を求められた会員はこれに応じるものとし、応じない場合または不携帯の場合は、特典を受けられない場合があります。

(5) 会員証は、他人への転売・貸与・譲渡はできません。

第3条〈会員の義務〉

1.会員は住所、氏名、電話番号、メールアドレス、その他の登録情報に変更が生じた場合には、速やかに当会の所定の変更手続きを行うものとします。この手続きがなされず、メールでの連絡やチケット等が未着及び延着したとしても、当会は何ら責任を負いません。

2.会員は、当会から発行された会員番号、会員証等、各自責任を持って管理するものとします。

第4条〈禁止事項〉

会員は、以下に該当する行為を禁止します。

(1) 第1条の目的に反する行為。

(2) 会員資格の会員番号、会員証等の売買・譲渡、架空名義の使用、不正な名義変更およびこれらの第三者への使用許諾。

(3) 当団の演奏楽員（以下「楽員」という）、他の会員、当団および当会の財産、名誉、信用、プライバシー、肖像権、パブリシティ権および権利利益を侵害する行為またはそのおそれのある行為。

(4) 楽員あるいは当団に連絡や面会を強要する行為。

(5) 当会の運営、会員および当団に支障をきたす行為。楽員、当会、他の会員、その他第三者を誹謗中傷し、その名誉、信用を毀損し、もしくは不利益を与える行為、またはそのおそれを生じさせる行為その他の迷惑行為（インターネット、各種SNS等への書き込み等含む）。

(6) 当会から会員へ告知する全ての媒体上の情報を他のあらゆる媒体に転載することや、会員以外の第三者に漏洩すること。

(7) 当会を通じて入手した全てのデータ、情報、文章、音、映像、イラスト等について、著作権法で認められた私的利用の範囲を超えて、複製、販売、出版、頒布、譲渡、貸与、または公衆送信等のために利用すること。

(8) 法令または公序良俗に違反する行為。

第5条〈退会および会員資格の喪失〉

会員が、以下の項目に該当する場合には、当該会員の資格を失効します。なお会員が会員資格を喪失した場合には、支払い済みの年会費、申し込み手数料およびそれらにかかる消費税相当額等の返還はできません。

1. 会員が退会を申し出た場合

会員が当会からの退会を希望する場合、有効期限満了後または退会手続き完了後、会員の権利・地位を失います。

2. 強制的な会員資格の抹消

以下の項目に該当する場合、会員は催告無く即時に会員の地位や一切の権利・債権を自動的に失うものとします。

(1) 入会後に第2条1項の条件を満たさなくなった場合。

(2) 会員が前条の禁止行為を行った場合、その他本規約に違反する行為をした場合。

第6条〈免責〉

1. 当会は、会員に起因する事由による特典利用における障害については一切の責任を負いません。

2. 特典の利用に関し、会員に生じた損害について、当会は当会に起因するものでない限り、いかなる責任も負わないものとします。

3. 郵便局や各金融機関による手続きの不備や事故について当会は一切の責任を負いません。

4. 通知が電子メールで行われる場合、会員登録の電子メールアドレス宛てに発信し、会員の電子メールアドレスを保有するサーバーに到着したことをもって完了したものとみなします。

5. 当会が通知した申し込み期限のあるお知らせを会員が期限内に申し込まなかった場合には、申し込みの権利は失効します(会員がお知らせを確認しないまま期限を過ぎた場合も含む)。また、受付締切後のお問い合わせはお受けできません。

6. 当団の活動状況、その他の事情により、当会の運営を継続し難いと判断した場合には、当会の全部または一部を解散するものとします。その場合、当会が必要と認めた場合を除き、当会は年会費等の返還等の措置は行わないものとします。

第7条〈個人情報の取り扱いについて〉

会員の個人情報は、サービスの提供以外の目的のために利用しないとともに、本条に定める理由がある場合を除き、業務提携先及び委託先以外の第三者に提供いたしません。

- 1.会員の個人情報は、当会および当団によって管理保守されます。
- 2.原則として会員の個人情報は開示しません。ただし、利用者が第三者に不利益を及ぼすと当会が判断した場合、提供情報および登録内容等当該第三者や警察または関連諸機関に通知することができます。また、裁判所、検察庁、警察、弁護士会、消費者センターまたはこれらに準じた権限を有する機関から、提供情報および登録内容等についての開示を求められた場合、当会はこれに応じて情報を開示することがあります。あるいは当団の権利や財産を保護する目的で開示することがあります。
- 3.会員が、自己の個人情報を確認する場合は、会員本人であることの確認を求めることがあります。

第8条〈損害賠償〉

- 1.会員は、当会の利用に関し、自己に責任のある理由によって、当団またはその他の第三者に対して損害を与えた場合には、これを賠償する責任を負うものとします。
- 2.会員は、当会の利用に関し、他の会員またはその他の第三者からクレームや請求を受けた場合、自己の責任と費用負担でこれを解決するものとします。

第9条〈紛争の解決〉

- 1.当会の運営に関して、本規約または当会の指導により解決できない問題が生じた場合には、当会と会員との間で双方誠意をもって話し合い、これを解決するものとします。
- 2.紛争を訴訟によって解決する場合には、大阪地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とします。

第10条〈特典の追加・変更・廃止〉

1. 当会は、特典の内容を予告なく追加・変更・廃止することがあります。この場合、当会は会員に対して変更内容を通知するものとします。
2. 会員は、特典の追加・変更・廃止の通知をもって同意したものとします。
3. 特典の変更・廃止を理由とする会費等の全部または一部の返金もしくは損害賠償には応じかねます。
4. 天災、地変その他の緊急事態が発生し、または発生するおそれがあり、当会の運営ができなくなったときや緊急に当会の中止を判断した場合、会員への事前の通知や会員からの承諾の取得なしに当会の運営を中断、もしくは中止することができるものとします。不可抗力により特典を提供することができない場合には、その責任を負いません。

第11条〈本規約の改定〉

当団は、本規約を任意に改定できるものとします。改定された本規約は、会員に通知または当団所定のサイトに掲示することにより周知するものとし、会員が閲覧可能になった時点から効力を発するものとします。

規約に指定する連絡先

フィルハーモニック・ウインズ 大阪 オオサカンサポートシステム
〒563-0103 大阪府豊能郡豊能町東ときわ台 1-2-5 ユーベルホール内
TEL:072-741-8235 FAX:072-741-8236
【お問合せメールアドレス】 support@osakan.jp

附則

この規約は2019年1月10日から施行します。